

まあじ及びまいわし対馬暖流系群の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について

漁業法第15条第1項による、まあじ及びまいわし対馬暖流系群の令和3管理年度における漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（都道府県別漁獲可能量）がこのたび通知されました。（令和2年11月10付け2水管第1507号 農林水産大臣通知）

上記の2種について、本県はいずれも「現行水準」として漁獲可能量が示されたため、法第16条第1項に基づく知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）を定めることとし、兵庫県資源管理方針の「別紙1-1まあじ」及び「別紙1-2まいわし対馬暖流系群」に示す漁獲可能量の知事管理区分、配分の基準に則して、次の表に掲げる管理区分に全量を配分し、管理を行うこととします。

（漁業法第16条第1項に基づく知事管理漁獲可能量）

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まあじ	まあじ区分	現行水準
まいわし対馬暖流系群	まいわし区分	現行水準

※参考 兵庫県資源管理方針別紙抜粋

（別紙1-1）

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

まあじ区分

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（以下「まあじを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量をまあじ区分に配分する。

（別紙1-2）

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

まいわし区分

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（以下「まいわしを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量をまいわし区分に配分する。